

副 本

平成 16 年（行ウ）第 14 号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外 20 名

被告 栃木県知事 福田富一

副本直送

証 抵 出 説 明 書

平成 20 年 1 月 24 日

宇都宮地方裁判所第 1 民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 谷 田 容 一

同 白 井 裕 己

同 船 田 錄 平

同 平 野 浩 視

被告指定代理人 岡 本 和 則

同 田 辻 悅 夫

同 露 木 孝

同 村 上 男

同 渡 辻 哲 朗

同 都 丸 浩 之

同 小 野 和 壽

同 熊 田 登 志 枝

同 謙 訪 浩 一

同 岡 野 英 樹

号証	標　　目 (原本・写しの別)	作成年月日	作　成　者	立証趣旨
乙74	思川開発事業の環境問題について(照会) (写し)	19.11.19	栃木県知事	思川開発事業の環境に関する原告らの主張について独立行政法人水資源機構へ意見照会した事実及びその内容
乙75の1	思川開発事業の環境問題について(回答) (原本)	20.1.15	独立行政法人水資源機構理事長	思川開発事業の環境に関する原告らの主張に対する独立行政法人水資源機構の見解
乙75の2	参考文献集 (原本)	20.1.15	独立行政法人水資源機構理事長	
乙76	湯西川ダム建設事業の環境問題について(照会) (写し)	19.12.13	栃木県知事	湯西川ダムの環境に関する原告らの主張について国土交通省へ意見照会した事実及びその内容
乙77の1	湯西川ダム建設事業の環境問題について(回答) (原本)	20.1.10	国土交通省 関東地方整備局長	湯西川ダムの環境に関する原告らの主張に対する国土交通省の見解
乙77の2	参考文献集 (原本)	20.1.10	国土交通省 関東地方整備局長	

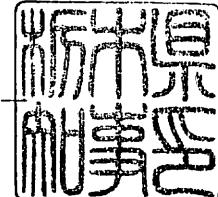
副 本

乙第 74 号証

砂 水 第 272 号
平成 19 年 11 月 19 日

独立行政法人 水資源機構
理事長 青 山 俊 樹 様

栃木県知事 福 田 富



思川開発事業の環境問題について（照会）

本県の水資源行政につきまして、日頃から深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県におきましては、思川開発事業等に関し、栃木県知事を被告とした公金支出差止等請求住民訴訟事件（宇都宮地裁平成 16 年（行ウ）第 14 号）が提起され、現在宇都宮地方裁判所で審理中です。

当該訴訟事件の争点は、栃木県知事による思川開発事業等に対する負担金の支出等に財務会計法規上の義務違反があるか否かですが、その根拠として、原告らは、思川開発事業は、適切な環境影響評価が実施されておらず、環境影響評価義務を怠った違法な事業等の主張をしています。

つきましては、事案の性質に鑑み、原告らの別紙記載の主張について貴職の御見解を確認させていただきたく、照会します。

乙74. 75の1. 76. 77の1. 2 副本

(原告の主張)

1 1993年評価書の問題点

思川開発事業の現計画は2002(平成14)年3月に確定されたものであるが、現計画については、環境影響評価は実施されていない。

大谷川からの導水と行川ダム建設も予定されていた旧計画については、事業者であった旧建設省関東地方建設局長において、「建設省所管ダム、放水路及び道路事業環境影響評価技術指針について」(昭和60年9月26日建設事務次官通知)に基づき、環境影響評価を行い、その結果を1993(平成5)年12月「利根川水系思川開発事業環境影響評価書」(以下「1993年評価書」という)にまとめている。

この次官通知に基づく環境影響評価が、評価項目が公害や自然環境に限定されている上、代替案との比較検討や内容の適正を審査する制度的手当がないといった根本的な問題があり、この通達に従っただけの環境影響評価は、到底、適正な環境影響評価がなされたものと評価することができない。

1993年評価書は、生物多様性に関する予測については科学的・客観的しているものの、その他の項目の予測および評価結果については、生物多様性に関するものを含め、その判断は非科学的・主観的で、事業実施に都合がいいように変容されてしまっており、「アワスメント」と揶揄される類のものであって、環境影響評価の名に値しないものである。

2 2001年環境調査結果について

「南摩ダム周辺の環境調査結果」(以下「2001年環境調査結果」という。)では、市民団体の調査により水没地域内で生息確認が確認されたトモンハナバチが確認されておらず、またこの地域で確認されてしかるべきミドリシジミ類、ヒオドシチョウ、クモガタヒヨウモン、サトキマダラヒカゲ、ジャノメソウ、コマダラヒョウ、オオムラサキ等が確認されていないなど調査が不十分といわなければならぬ。それでも、2001年環境調査結果は、1993年評価書よりも、水性昆虫以外のすべての動植物種において、確認された種数が著しく増加している。これは、1993年評価書の調査が不十分だったことを示すと共に、本件南摩ダム周辺地域の生物多様性が極めて高いこと、および丁寧に調査すればするほど確認される種数が増えることを物語っている。この地域には未確認の貴重種が生育・生息している可能性が高いのである。

3 生物多様性条約と思川開発事業

生物多様性条約を1993（平成5）年5月23日に批准した日本政府は、同条約に基づき、その国際的義務として、南摩ダム建設予定地周辺地域の生物多様性を保全すべき義務を負っており、これを侵害するおそれのある事業については、環境影響評価を行い、生物多様性に対する影響が大きいと予測される場合には、事業を中止する義務がある。

にもかかわらず、前述のとおり旧建設省の実施した環境影響評価（その内容は1993年評価書）は、調査、予測、評価結果とも、極めて杜撰であり、同条約第14条1項にいう環境影響評価義務を尽くしたとみることはできない。

本件南摩ダム建設予定地周辺には、種の保存法による国内希少野生動植物種の指定を受けた猛禽類として、クマタカ、オオタカ、ハヤブサが確認されている。

本件思川開発事業は、南摩ダム建設予定地及びその周辺地域に生息する国内希少野生動植物種であるクマタカ、オオタカおよびハヤブサの生息地を減少させ、これらの生存を断ち切ることは確実であり、このままダム建設を続行してこのような結果を生じさせることは種の保存法9条に違反する行為となるであろうこともまた確実である。

にもかかわらず、そのことをまったく考慮せずにダム建設工事を実行することは、生物多様性に対する影響について、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき生物多様性の保全について適正に配慮しなければならないという、条法理上及び生物多様性条約14条1項に基づく環境影響評価義務に反する違法な行為であるといわなければならない。

4 南摩ダムの水質について

1982（昭和57年）年度から1991（平成3）年度及び2001年以降の環境調査結果から、南摩ダム湖への予定流入水の全チッソ及び全リンの含有量は、環境基準に対して、全チッソはすべての流入水が特別な基準をも上回っており、また、全リンについては、特別な基準はクリアしているものの、一般的基準についてはぎりぎりクリアしている状態である。

したがって、本件、南摩ダム湖の貯留水が富栄養化して、カビ臭の原因となる植物プランクトンを増殖させる蓋然性は高いと言わなければならない。

また、水質の悪化は、カビ臭の問題の外にも、トリハロメタンの生成をも引き起こすおそれもあるのであり、南摩ダムに貯留された水は、飲料用に適した水ではなく、これを浄化するためにさらに膨大な費用を要することは確実である。

思川開発事業の実施は、水質問題についても、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上の行政上の環境影響評価義務を尽くさない、違法な行為であるといわなければならない。

19ダ設第65号
平成20年 1月15日

栃木県知事 福田富一様

独立行政法人水資源機構
理事長 青山俊樹



思川開発事業の環境問題について（回答）

独立行政法人水資源機構事業の実施につきましては、平素よりご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、平成19年11月19日付け砂水第272号で照会のありました標記については、別紙のとおりご回答申し上げます。

(原告の主張)

1 1993年評価書の問題点

思川開発事業の現計画は2002（平成14）年3月に確定されたものであるが、現計画については、環境影響評価は実施されていない。

大谷川からの導水と行川ダム建設も予定されていた旧計画については、事業者であった旧建設省関東地方建設局長において、「建設省所管ダム、放水路及び道路事業環境影響評価技術指針について」（昭和60年9月26日建設事務次官通知）に基づき、環境影響評価を行い、その結果を1993（平成5）年12月「利根川水系思川開発事業環境影響評価書」（以下「1993年評価書」という）にまとめている。

この次官通知に基づく環境影響評価が、評価項目が公害や自然環境に限定されている上、代替案との比較検討や内容の適正を審査する制度的手当がないといった根本的な問題があり、この通達に従っただけの環境影響評価は、到底、適正な環境影響評価がなされたものと評価することができない。

1993年評価書は、生物多様性に関する予測については科学的・客観的にしているものの、他の項目の予測および評価結果については、生物多様性に関するものを含め、その判断は非科学的・主観的で、事業実施に都合がいいように変容されてしまっており、「アワスメント」と揶揄される類のものであって、環境影響評価の名に値しないものである。

(回答)

1 1993年評価書の問題点について

思川開発事業については、昭和60年9月26日付け建設省技調発第516号建設事務次官通知「建設省所管ダム、放水路及び道路事業環境影響評価技術指針について」別添「建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針」に示された①水質汚濁、②地形・地質、③植物、④動物、⑤景観のほかに、当該事業及び地域環境の特性を考慮し設定する⑥今市扇状地の地下水を加えた6項目について環境影響評価を行い、平成5年12月に「利根川水系思川開発事業環境影響評価書（以下「評価書」という。）」がとりまとめられている。

この評価書は、環境影響評価準備書の公告・縦覧、説明会の開催、関係住民、栃木県知事、鹿沼市長、今市市長からの意見聴取など所定の手続を経て

とりまとめられ、公告・縦覧されたものである。

平成9年6月13日に公布された環境影響評価法(平成9年法律第81号)により、環境影響評価の実施が法制化されたが、思川開発事業は、環境影響評価法附則第3条により、環境影響評価法に基づく手続を行うことを要しない。

なお、平成5年に評価書がまとめられた以降も、環境調査は継続して実施しており、その後、環境影響評価法に係る「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年厚生省・農林水産省・通産省・建設省令1)に基づき新たにダム事業の環境影響評価の項目とされたものについても、表-1のとおり環境調査を追加して行っている。

表-1 思川開発事業における環境調査の項目

※大気環境	大気質	粉じん等
	騒音	騒音
	振動	振動
水環境	水質	土砂による水の濁り
		水温
		富栄養化
		溶存酸素量
		水素イオン濃度
	地下水の水質及び水位	地下水の水位
土壤に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質
動物	重要な種及び注目すべき生息地	
植物	重要な種及び群落	
※生態系	地域を特徴づける生態系	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	
※人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	
※廃棄物等	建設工事に伴う副産物	

※平成5年にとりまとめられた評価書にない追加項目

(原告の主張)

2 2001年環境調査結果について

「南摩ダム周辺の環境調査結果」（以下「2001年環境調査結果」という。）では、市民団体の調査により水没地域内で生息確認が確認されたトモンハナバチが確認されておらず、またこの地域で確認されてしかるべきミドリシジミ類、ヒオドシチョウ、クモガタヒョウモン、サトキマダラヒカゲ、ジャノメソウ、コマダラチョウ、オオムラサキ等が確認されていないなど調査が不十分といわなければならない。それでも、2001年環境調査結果は、1993年評価書よりも水性昆虫以外のすべての動植物種において、確認された種数が著しく増加している。これは、1993年評価書の調査が不十分だったことを示すと共に、本件南摩ダム周辺地域の生物多様性が極めて高いこと、および丁寧に調査すればするほど確認される種数が増えることを物語っている。この地域には未確認の貴重種が生育・生息している可能性が高いのである。

(回答)

2 2001年環境調査結果について

前述1のとおり、評価書は所定の手続を経てとりまとめられたものである。平成5年に評価書がとりまとめられた以降も、学識者・専門家で構成する「思川開発事業環境保全対策委員会」を設置し、委員会の指導・助言を得ながら環境調査を継続して実施している。さらに、平成11年12月には、学識者・専門家で構成する「思川開発事業生態系保全委員会」を設置し、評価書に示された環境保全対策の考え方や、継続して実施している環境調査の結果をもとに、委員会の指導・助言を得ながら、環境保全対策を具体化させているところである。

「南摩ダム周辺の環境調査結果」（水資源開発公団思川開発建設所、平成13年10月）は、環境影響評価実施後に環境保全対策を具体化していくために学識者・専門家の指導・助言を得ながら継続的に実施してきた平成13年までの環境調査の結果を広く一般に紹介するための公表資料であり、思川開発建設所のホームページでも公表しているものである。この資料に掲載した環境調査について、調査項目と調査年度は、同資料3ページの表-1.1.1に、また、調査方法は、同資料6ページの表-1.3.1に示したとおりである。

同資料 3 ページの表-1.1.1を以下に示す。

表-1.1.1 自然環境調査の実施状況

調査項目	年度	昭和												平成											
		53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
水質		●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
地形及び地質	地形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	■	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	■	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
植物	陸上植物・大型水生植物	-	-	●	-	■	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	●	●	-	●	●	●	●
	付着藻類	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-
動物	哺乳類	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	鳥類	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	爬虫類	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-
	両生類	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	●	●	-	-	-	-	●	-	-	-
	魚類	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	●
	陸上昆虫類	-	-	●	●	■	-	-	-	-	-	-	●	●	●	-	●	-	-	-	-	-	●	●	●
	水生昆虫類	-	-	●	-	■	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

●:現地調査 ■:文献調査

注1) 表中の「-」は調査を実施していないことを示す。

注2) 鳥類の調査には、第II編に示すオオタカ、クマタカに関する調査を含む。

注3) 平成13年度の調査項目については、調査実施予定のものを含む。

同資料 6 ページの表-1.3.1を以下に示す。

表-1.3.1 調査項目別の調査方法一覧表

調査項目		調査方法
水質	水質	文献調査、採水調査
地形及び地質	地形	文献調査
	地質	文献調査
植物	陸上植物・大型水生植物	文献調査、植生調査(踏査、コドラー法)、植物相調査(踏査)
	付着藻類	採取(定量採取)
動物	哺乳類	文献調査、目撃法(無人撮影含む)、フィールドサイン法、トラップ法
	鳥類	文献調査、ラインセンサス法、定点観察、踏査
	爬虫類	文献調査、捕獲確認等
	両生類	文献調査、捕獲確認等
	魚類	文献調査、聞き取り調査、捕獲、目視
	陸上昆虫類	文献調査、任意採取法、ペイト・トラップ法、ライト・トラップ法
	水生昆虫類	文献調査、採取(定量採取、定性採取)

(原告の主張)

3 生物多様性条約と思川開発事業

生物多様性条約を1993(平成5)年5月23日に批准した日本政府は、同条約に基づき、その国際的義務として、南摩ダム建設予定地周辺地域の生物多様性を保全すべき義務を負っており、これを侵害するおそれのある事業については、環境影響評価を行い、生物多様性に対する影響が大きいと予測される場合には、事業を中止する義務がある。

にもかかわらず、前述のとおり旧建設省の実施した環境影響評価（その内容は1993年評価書）は、調査、予測、評価結果とも、極めて杜撰であり、同条約第14条1項にいう環境影響評価義務を尽くしたとみることはできない。

本件南摩ダム建設予定地周辺には、種の保存法による国内希少野生動植物種の指定を受けた猛禽類として、クマタカ、オオタカ、ハヤブサが確認されている。

本件思川開発事業は、南摩ダム建設予定地及びその周辺地域に生息する国内希少野生動植物種であるクマタカ、オオタカおよびハヤブサの生息地を減少させ、これらの生存を断ち切ることは確実であり、このままダム建設を続行してこのような結果を生じさせることは種の保存法9条に違反する行為となるであろうこともまた確実である。

にもかかわらず、そのことをまったく考慮せずにダム建設工事を実行することは、生物多様性に対する影響について、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき生物多様性の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上及び生物多様性条約14条1項に基づく環境影響評価義務に反する違法な行為であるといわなければならない。

(回答)

3 生物多様性条約と思川開発事業

生物の多様性に関する条約（平成5年条約第9号）第14条第1項は次のとおり規定されている。

第一四条 影響の評価及び悪影響の最小化

- 1 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
 - (a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。
 - (b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。
 - (c) 適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取極を締結することについて、これを促進することにより、自国の管轄又は管理の下における活動であって、他国における又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。
 - (d) 自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。
 - (e) 生物の多様性に重大なかつ急迫した危険を及ぼす活動又は事象（自然に発生したものであるかないかを問わない。）に対し緊急に対応するための国内的な措置を促進し及びそのような国内的な努力を補うための国際協力（適当であり、かつ、関連する国又は地域的な経済統合のための機関の同意が得られる場合には、共同の緊急時計画を作成するための国際協力を含む。）を促進すること。

環境法（大塚直著、株式会社有斐閣発行、平成14年11月）156ページでは、生物の多様性に関する条約について、「この条約は枠組条約であり、必要な技術と資金の確保、遺伝資源の利用のための手続きの策定、環境影響評価の実施と公衆参加の確保、損害賠償に関する規則などについての検討は今後の課題とされている。また、条約の至るところに「可能な限り」「適当な場合には」という語が加えられており、義務づけの程度は弱いものとなっている。」としている。

すなわち、事業者が行う環境影響評価は、同条約が直接適用されて実施するものではなく、締約国が策定した制度の枠内で行うものであり、原告が主張するような「事業を中止する義務」「環境影響評価義務」については、条約の文言上何ら規定されていない。

したがって、思川開発事業で実施された環境影響評価は、生物の多様性に関する条約に何ら抵触するものではない。

また、絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第9条は、「捕獲等の禁止」に関する事項であり、「国内希少野生動植物種及び緊急指定種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならない」と規定されている。思川開発事業は、同法により国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、オオタカ、ハヤブサについて、「捕獲、採取、殺傷または損傷」を行うものではないため、同法第9条に違反するものではない。

思川開発事業の環境影響評価については、前述1のとおり、環境影響評価法が法制化される以前に実施され、法制化に伴い新たに必要とされた環境影響評価の項目についても追加し調査を行っている。また、評価書は、環境影響評価準備書の公告・縦覧、説明会の開催、関係住民、栃木県知事、鹿沼市長、今市市長からの意見聴取など所定の手続を経てとりまとめられ、公告・縦覧されたものである。

また、水資源機構では、生物の多様性に関する条約や条約締結後に法制化された環境基本法や環境影響評価法の趣旨を十分に認識し、以下に示す「環境に関する行動指針」、「ダム事業における希少猛禽類保全対策指針」を策定し、思川開発事業においても、これらに基づき様々な環境保全に積極的に取り組んでいる。

- ・「環境に関する行動指針 環境対応の基本的考え方編」

- ・「環境に関する行動指針 自然環境保全編」
- ・「環境に関する行動指針 水質編」
- ・「環境に関する行動指針 モニタリング編」
- ・「ダム事業における希少猛禽類保全対策指針（案）（イヌワシ、クマタカ）－第1回改訂版－」
- ・「ダム事業における希少猛禽類保全対策指針（オオタカ）」

(原告の主張)

4 南摩ダムの水質について

1982（昭和57年）年度から1991（平成3）年度及び2001年以降の環境調査結果から、南摩ダム湖への予定流入水の全チッソ及び全リンの含有量は、環境基準に対して、全チッソはすべての流入水が特別な基準をも上回っており、また、全リンについては、特別な基準はクリア一しているものの、一般的基準についてはぎりぎりクリア一している状態である。

したがって、本件、南摩ダム湖の貯留水が富栄養化して、カビ臭の原因となる植物プランクトンを増殖させる蓋然性は高いと言わなければならない。

また、水質の悪化は、カビ臭の問題の外にも、トリハロメタンの生成をも引き起こすおそれもあるのであり、南摩ダムに貯留された水は、飲料用に適した水ではなく、これを浄化するためにさらに膨大な費用を要することは確実である。

思川開発事業の実施は、水質問題についても、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上の行政上の環境影響評価義務を尽くさない、違法な行為であるといわなければならない。

(回答)

4 南摩ダムの水質について

前述1のとおり、評価書は所定の手続きを経てとりまとめられたものである。評価書では、南摩ダムにおいて、富栄養化現象が発生する可能性は低いと予測している。さらには、平成5年に評価書がまとめられた以降も、水質調査は継続して実施しており、水質に大きな変化がないことも確認している。

今後とも水質の推移を見つつ、南摩ダムで富栄養化現象等の水質異常が予測されるような事態が生じた場合には、対策を検討し、必要に応じて水質保全対策を実施していく。

なお、水資源機構では「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを経営理念とし、曝気循環設備や分画フェンスなど、多くのダム貯水池等で培ってきた水質対策技術により、水質保全に取り組んできており、成果をあげている。これらの事例については、「独立行政法人水資源機構環境報告書2007」などにもとりまとめている。

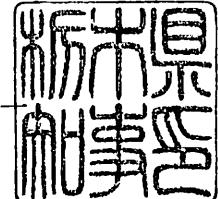
参考文献一覧

- ①建設省所管ダム、放水路及び道路事業環境影響評価技術指針について
※建設事務次官通知
- ②別添建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針
※環境影響評価の項目P1、P4
- ③利根川水系思川開発事業環境影響評価書
※環境影響評価の項目P94
※環境保全対策の検討結果P329～P330
- ④環境影響評価法
※附則第3条
- ⑤南摩ダム周辺の環境調査結果
※調査期間、調査項目、調査方法P3、P6
- ⑥環境に関する行動指針 環境対応の基本的考え方編
- ⑦環境に関する行動指針 自然環境保全編
- ⑧環境に関する行動指針 水質編
- ⑨環境に関する行動指針 モニタリング編
- ⑩ダム事業における希少猛禽類保全対策指針（案）（イヌワシ、クマタカ）
－第1回改訂版－
- ⑪ダム事業における希少猛禽類保全対策指針（オオタカ）
- ⑫独立行政法人水資源機構環境報告書2004（平成16年6月）
- ⑬独立行政法人水資源機構環境報告書2005（平成17年8月）
- ⑭独立行政法人水資源機構環境報告書2006（平成18年9月）
- ⑮独立行政法人水資源機構環境報告書2007（平成19年9月）
- ⑯独立行政法人水資源機構2007事業のあらまし
※表紙裏経営理念「安全で良質の水を安定して安くお届けする」
- ⑰環境法（大塚直著、株式会社有斐閣発行、平成14年11月）P156

砂水第301号
平成19年12月13日

国土交通省関東地方整備局長
北橋健治様

栃木県知事 福田富



湯西川ダム建設事業の環境問題について（照会）

本県の水資源行政につきまして、日頃から深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県におきましては、湯西川ダム建設事業等に関し、栃木県知事を被告とした公金支出差止等請求住民訴訟事件（宇都宮地裁平成16年（行ウ）第14号）が提起され、現在宇都宮地方裁判所で審理中です。

当該訴訟事件の争点は、栃木県知事による湯西川ダム建設事業等に対する負担金の支出等に財務会計法規上の義務違反があるか否かですが、その根拠として、原告らは、湯西川ダム建設事業は、適切な環境影響評価が実施されておらず、環境影響評価義務を怠った違法な事業等の主張をしています。

つきましては、事案の性質に鑑み、原告らの別紙記載の主張について貴職の御見解を確認させていただきたく、照会します。

(原告の主張)

1 湯西川ダム建設事業の環境影響評価

昭和60年にまとめられた湯西川ダム建設事業の環境影響評価は、評価項目が公害や自然環境に限定されている上、最大の影響を受ける建設予定地及びその周辺地域の人の生活環境についての記載がまったくなく、到底、適正な環境影響評価がなされたものと評価することはできない。

ダムサイトの赤下地区には、地形上極めて希少な風穴が存在し、エゾヒヨウタンボク等の生育地になっているにもかかわらず、これを見落としている。

また、最も配慮が要求されるイヌワシやクマタカについて、湯西川ダム湛水区域及びその周辺には、少なくともイヌワシが1番、クマタカが4番も生息しているにもかかわらず、これを見落としている。

さらに、渓谷美に富む自然景観の破壊については、「湛水により、ダム周辺の景観形成は一変するがダム湖の出現により湖面に映える新緑や紅葉は新たな景観が形成されることになる。」として一顧だにしていない。

以上のとおり、昭和60年の環境影響評価は、内容的にも、環境保全のために実効性を有するものでないことは明白である。

2 生物多様性条約と湯西川ダム建設事業

ダム湛水予定地区周辺部は、これまでの調査によって、実に多様な野生動植物の宝庫となっていることが明らかになったのであるから、生物多様性条約第14条1項に基づき、事案に即した実効性のある環境影響評価を行い、その結果に基づき、影響の回避、影響の最小化、代償の3段階からなるミティゲーションを検討しなければならなくなつたといわなければならない。

ダムサイトに近接した赤下地区の風穴近辺に生育するスルガヒヨウタンボクやオニヒヨウタンボクについては、ダム湖によって生育地が消失することから、近隣の日陰地区の風穴付近に移植することが予定されているようであるが、そこにはこれらの種が生育していなかつたことが考慮されていない。

また、猛禽類については、平成16年から『地域に調和した豊かな生態系』の保全を実現していくため、『湯西川ダム希少猛禽類プレモニタリング検討委員会』を設置しているが、湯西川ダム建設事業を前提にした上で対策を検討するものに過ぎない。

以上のとおり、事案に即した実効的な環境影響評価がなされないまま事業計画が決定、実施されている湯西川ダム建設事業は、生物多様性条約第14条1項に違反する違法な事業というほかない。

3 国内希少野生動物種への影響について

湯西川ダム建設予定地周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）により国内希少野生動物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等6種の猛禽類の生息が確認され、そのうち2種は繁殖も確認されている。湯西川ダム建設事業は、これら猛禽類の生息地を減少させ、採餌行為を制限し、生存を断ち切ることは確実であり、このままダム建設を続行してこのような結果を生じさせることは、種の保存法9条に反する違法な行為となるであろうこともまた確実である。

4 湯西川ダム建設による景観上の影響

湯西川ダム建設予定地周辺地には、湯西川の流れが作った自然豊かな渓谷が存在している。湯西川渓谷は、時折やってくる洪水によってその岩肌の表面を洗い流されることにより、美しい岸壁美が維持されてきたのであるが、ダム建設により水の流れが堰き止められ、渓谷の岩肌にはコケが生じ、やがては草木が生い茂り、渓谷の様相は大きく変わり、現在の渓谷美が失われてしまう。

昭和60年の環境影響評価書では、「湯西川ダムの建設により、日光国立公園内的一部分が改変されるが、湛水により新たな自然景観が出現し、また自然と人工の組み合わされた景観が形成される。さらに、ダム堤体及び周辺道路は、これまでと異なった眺望点を提供する。」とするのみであり、景観の破壊について適正に環境影響評価義務を尽くしていない。

5 ダム湖の水質問題

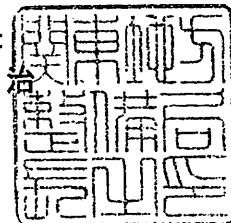
湯西川ダムのダム湖には、湯西川温泉から排出される濃度の高い栄養塩類（窒素とリン）が流れ込むことになるので、藻類の異常繁殖が必ず進行し、ダム湖の水質が悪化する。湯西川ダムに貯留された水は、飲料用に適した水ではなく、これを浄化するためにさらに膨大な費用を要することは確実である。

乙第 77の1 号証

国閥整河計第118号
平成20年1月10日

栃木県知事 福田富一様

国土交通省関東地方整備局長
北橋建治



湯西川ダム建設事業の環境問題について（回答）

平成19年12月13日付け砂水第301号で照会のありました標記について、別添のとおり回答します。

1 湯西川ダム建設事業の環境影響評価

昭和60年にまとめられた湯西川ダム建設事業の環境影響評価は、評価項目が公害や自然環境に限定されている上、最大の影響を受ける建設予定地及びその周辺地域の人の生活環境についての記載がまったくなく、到底、適正な環境影響評価がなされたものと評価することはできない。

ダムサイトの赤下地区には、地形上極めて希少な風穴が存在し、エゾヒヨウタンボク等の生育地になっているにもかかわらず、これを見落としている。

また、最も配慮が要求されるイヌワシやクマタカについて、湯西川ダム湛水区域及びその周辺には、少なくともイヌワシが1番、クマタカが4番も生息しているにもかかわらず、これを見落としている。

さらに、渓谷美に富む自然景観の破壊については、「湛水により、ダム周辺の景観形成は一変するがダム湖の出現により湖面に映える新緑や紅葉は新たな景観が形成されることになる。」として一顧だにしていない。

以上のとおり、昭和60年の環境影響評価は、内容的にも、環境保全のために実効性を有するものでないことは明白である。

回答)

ア 環境影響評価が法制化された経緯について

環境影響評価の実施が法的に義務づけられた経緯については、平成5年1月19日に公布された環境基本法（平成5年法律第91号）第20条において、国は環境影響評価の推進のため必要な措置を講ずるものとすることが謳われ、その後平成9年6月13日に公布された環境影響評価法（平成9年法律第81号）により、環境影響評価の実施が法制化された。環境影響評価法第2条において、「環境影響評価とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。」と定義されている。

なお、特定多目的ダム法第4条に基づく湯西川ダムの建設に関する基本計

画（昭和61年3月11日建設省告示317号）は、環境影響評価法が施行される前に定められていたため、湯西川ダム建設事業は環境影響評価法附則第3条第1項第3号により、環境影響評価法に基づく手続を行うことを要しないが、次のイ及び2で後述するとおり、環境影響評価法に基づく評価項目についても調査等が実施されている。

イ 湯西川ダムにおける環境影響評価について

昭和47年6月6日、「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解が行われ、日本における本格的な環境影響評価に関する取り組みが始まった。湯西川ダムについては、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について（昭和53年7月1日建設事務次官通達）」に基づき、①水質、②地形・地質、③植物、④動物、⑤自然景観の5項目について環境影響評価を行い、昭和60年6月に「湯西川ダム環境影響評価書」がまとめられている。

昭和60年までに実施された湯西川ダムの環境影響評価の5項目は、平成9年に公布された環境影響評価法に基づくダム事業の環境影響評価項目（「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日厚生省、農林水産省、通商産業省及び建設省令第1号）」（以下、「ダム事業の環境影響評価指針を定める省令」という。）に規定されている。）ほど多岐にわたるものではないが、この環境影響評価は事業の実施に当たりあらかじめその事業が周辺の環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査、予測及び評価を行うという環境影響評価の趣旨に合致した手続によりなされているものである。

なお、昭和60年に湯西川ダム環境影響評価書がまとめられた以降も、環境調査は継続して実施されており、その後、環境影響評価法に基づき新たにダム事業の環境影響評価項目とされたものは環境調査が追加されており、事業の影響を受けると予測されるものについては環境保全措置の検討を行い、既にその一部は対策が実施されている。湯西川ダム建設事業による周辺環境への影響対策は、昭和60年の環境影響評価書に記載された内容が全てではなく、その後に制定された環境影響評価法の評価項目についても、表-1（次

頁) のとおり実施されており、人の生活環境に関わる騒音、振動などが追加されている。

赤下地区の風穴 (ダムサイトより上流に位置しており、ダムサイトは穴田地区という別の地区になる。)、イヌワシ、クマタカ及び自然景観への影響に関する見解は、2～4において後述することとする。

参考文献)

①環境影響評価法（法令データ提供システム）

（平成9年6月13日法律第81号）※附則第3条 経過措置

②ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（法令データ提供システム）

（平成10年6月12日厚生省、農林水産省、通商産業省及び建設省令第1号）※第6条 環境影響評価の項目の選定

③湯西川ダム建設事業（平成15年11月20日関東地方整備局事業評価監視委員会資料1－5）

※P34 環境影響評価法に基づく環境調査の追加

表－1 湯西川ダムにおける環境影響評価の項目

※大気環境	大気質	粉じん等
	騒音	騒音
	振動	振動
水環境	水質	土砂による水の濁り
		水温
		富栄養化
		溶存酸素量
		水素イオン濃度
土壤に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質
動物		重要な種及び注目すべき生息地
植物		重要な種及び群落
※生態系		地域を特徴づける生態系
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
※人と自然との触れ合い の活動の場		主要な人と自然との触れ合い活動の場
※廃棄物等		建設工事に伴う副産物

※昭和60年にまとめられた湯西川ダム環境影響評価書にない追加項目

2 生物多様性条約と湯西川ダム建設事業

ダム湛水予定地区周辺部は、これまでの調査によって、実に多様な野生動植物の宝庫となっていることが明らかになったのであるから、生物多様性条約第14条1項に基づき、事案に即した実効性のある環境影響評価を行い、その結果に基づき、影響の回避、影響の最小化、代償の3段階からなるミティゲーションを検討しなければならなくなつたといわなければならない。

ダムサイトに近接した赤下地区の風穴近辺に生育するスルガヒヨウタンボクやオニヒヨウタンボクについては、ダム湖によって生育地が消失することから、近隣の日陰地区の風穴付近に移植することが予定されているようであるが、そこにはこれらの種が生育していなかつたことが考慮されていない。

また、猛禽類については、平成16年から『地域に調和した豊かな生態系』の保全を実現していくため、『湯西川ダム希少猛禽類プレモニタリング検討委員会』を設置しているが、湯西川ダム建設事業を前提にした上での対策を検討するものに過ぎない。

以上のとおり、事案に即した実効的な環境影響評価がなされないまま事業計画が決定、実施されている湯西川ダム建設事業は、生物多様性条約第14条1項に違反する違法な事業というほかない。

回答)

ア 生物の多様性に関する条約第14条第1項について

生物の多様性に関する条約（平成5年条約第9号）第14条は、「影響の評価及び悪影響の最小化」に関する事項であり、その第1項では「締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。」とされ、さらに第1項（a）において、「生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適當な手続を導入し、かつ、適當な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。」とされ、環境影響評価の手続について述べられている。

イ 湯西川ダムにおける環境影響評価の実施状況について

前述の1に対する回答イで述べたとおり、湯西川ダム建設事業は昭和60

年に建設事務次官通達に基づく環境影響評価がまとめられており、その後制定された環境影響評価法に基づくダム事業の環境影響評価項目についても調査が追加され、表一2のとおり環境調査が長期間に渡って継続的に実施されている。それぞれの項目について「ダム事業の環境影響評価指針を定める省令」に規定する予測及び評価を行い、環境影響への配慮が必要なものについては環境保全措置の検討が行われ、モリアオガエル卵塊の移植や、猛禽類の繁殖活動への影響低減策として、工事ブラインド・防音扉の設置など、既にその一部は対策が実施されており、環境影響評価と保全措置が実効性のあるものとなっている。

ウ 赤下地区の風穴について

赤下地区に分布する風穴の一部では、岩屑の隙間から吹き出す冷気により冷涼・多湿な環境が形成され、このような環境に依存する植物群落が生育しており、環境影響評価の項目では重要な地形に該当するものであるが、湯西川ダムの貯水池により風穴の約半数が水没し、残存する風穴についても影響が及ぶ可能性がある。保全対象が地形であることから、移動等の保全措置が不可能なため、冷気の吹き出しメカニズムなどを解明し、記録保存を行うこととしている。

また、赤下風穴で確認された低温な環境を生育地とするエゾヒヨウタンボク等の重要な植物については、水没等により直接影響を受けるため、環境保全措置として同種の植物が生育できる類似環境の場所への移植等を予定しているが、現在、移植場所やその方法について専門家の指導、助言を得ながら検討を進めている。

なお、スルガヒヨウタンボクとオニヒヨウタンボクについては、最新の知見に従い整理した結果、それぞれ別の種（重要な植物であることに変わりはない。）であることがわかった。

エ 湯西川ダム希少猛禽類プレモニタリング検討委員会について

湯西川ダム建設事業における猛禽類調査は、平成7年度から専門の学識者の指導のもとに生息環境の詳細調査を行い、その保全対策の検討を進めてきた。希少猛禽類プレモニタリング検討委員会は平成16年3月に設置され、それまでの約8年の調査の積み重ねと検討結果を踏まえ、湯西川ダム建設事

業の進捗に応じ、実施している工事による猛禽類の生息や繁殖活動への影響を最小限に留めるための具体的な保全措置等の検討を行っており、現在までに8回の検討委員会が開催されている。

オ 生物の多様性に関する条約と湯西川ダム建設事業について

以上のとおり、湯西川ダム建設事業は実効性のある環境影響評価と保全措置が実施されており、生物の多様性に関する条約第14条第1項に違反するなどということはあり得ない。

参考文献)

②ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（法令データ提供システム）
(平成10年6月12日厚生省、農林水産省、通商産業省及び建設省令
第1号) ※第7～12条 調査、予測及び評価の手法
※第13～15条 環境保全措置

③湯西川ダム建設事業（平成15年11月20日関東地方整備局事業評価監視委員会資料1－5）

※P46 湯西川ダムの環境対策について

表－2 環境調査の実施状況

項目	年 度	昭 和												平 成															
		53 春夏秋冬	54 春夏秋冬	55 春夏秋冬	56 春夏秋冬	57 春夏秋冬	58 春夏秋冬	59 春夏秋冬	60 春夏秋冬	61 春夏秋冬	62 春夏秋冬	63 春夏秋冬	元 春夏秋冬	2 春夏秋冬	3 春夏秋冬	4 春夏秋冬	5 春夏秋冬	6 春夏秋冬	7 春夏秋冬	8 春夏秋冬	9 春夏秋冬	10 春夏秋冬	11 春夏秋冬	12 春夏秋冬	13 春夏秋冬	14 春夏秋冬	15 春夏秋冬	16 春夏秋冬	17 春夏秋冬
大気環境	気象(風向・風速)																												
	降下ばいじん量																												
	騒音																												
	振動																												
水環境	流量																												
	水質																												
動物	哺乳類																												
	鳥類																												
	猛禽類																												
	両生類・爬虫類																												
	魚類																												
	昆虫類																												
	底生動物																												
	陸生貝類																												
植物	植物相・植生																												
	付着藻類																												
生態系	上位性																												
	典型性(陸域)																												
	典型性(水域)																												
景観																													
人と自然との触れ合いの活動の場																													
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	他ダムの事例調査及び湯西川ダム事業計画から建設副産物(建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、脱水ケーキ、伐採木等)の発生量を予測																											

昭和60年6月湯西川ダム環境影響評価書を作成

昭和61年3月湯西川ダムの建設に関する基本計画の告示

平成5年11月環境基本法の公布。環境影響評価を法律で位置づける。

平成9年6月環境影響評価法の公布

3 国内希少野生動物種への影響について

湯西川ダム建設予定地周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）により国内希少野生動物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等6種の猛禽類の生息が確認され、そのうち2種は繁殖も確認されている。湯西川ダム建設事業は、これら猛禽類の生息地を減少させ、採餌行為を制限し、生存を断ち切ることは確実であり、このままダム建設を続行してこのような結果を生じさせることは、種の保存法9条に反する違法な行為となるであろうこともまた確実である。

回答)

ア 種の保存法第9条について

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第9条は、「捕獲等の禁止」に関する事項であり、「国内希少野生動植物種及び緊急指定種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならない。」と規定されている。湯西川ダム建設事業はクマタカ等の国内希少野生動植物の捕獲、採取、殺傷又は損傷を行うものではないため、種の保存法第9条に違反するものではない。

なお、ダム事業によって国内希少野生動植物を含めた重要な動植物の生息・生育が脅かされることのないように、「ダム事業の環境影響評価指針を定める省令」第7条第1項第2号では、動物及び植物の調査、予測及び評価の手法について、「陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。」と規定されており、湯西川ダムにおける国内希少野生動植物の環境影響評価においては、この「ダム事業の環境影響評価指針を定める省令」に基づき環境調査が実施され、事業の影響を受けると予測されるものについては、環境保全措置の検討を行い、その対策が実施されている。

イ イヌワシ、クマタカの環境保全措置について

湯西川ダム周辺の猛禽類調査では、平成7年度から平成18年度までに、イヌワシは延べ約200例、クマタカは延べ約920例が確認されており、その中には営巣地や繁殖の状況なども確認されている。これらの猛禽類の過去に確認された営巣地の中には工事区域に近いものもあり、工事期間中の騒音や振動などによる繁殖活動への影響を防ぐため、工事に低騒音・低振動の工法を採用したり、営巣地近傍の工事実施時期を原則として繁殖期間中に設定しないなどの環境保全措置を講じている。

参考文献

③湯西川ダム建設事業（平成15年11月20日関東地方整備局事業評価監視委員会資料1－5）

※P34 環境影響評価法に基づく環境調査の追加

※P46 湯西川ダムの環境対策について

4 湯西川ダム建設による景観上の影響

湯西川ダム建設予定地周辺地には、湯西川の流れが作った自然豊かな渓谷が存在している。湯西川渓谷は、時折やってくる洪水によってその岩肌の表面を洗い流されることにより、美しい岸壁美が維持されてきたのであるが、ダム建設により水の流れが堰き止められ、渓谷の岩肌にはコケが生じ、やがては草木が生い茂り、渓谷の様相は大きく変わり、現在の渓谷美が失われてしまう。

昭和60年の環境影響評価書では、「湯西川ダムの建設により、日光国立公園内的一部分が改変されるが、湛水により新たな自然景観が出現し、また自然と人工の組み合わされた景観が形成される。さらに、ダム堤体及び周辺道路は、これまでと異なった眺望点を提供する。」とするのみであり、景観の破壊について適正に環境影響評価義務を尽くしていない。

回答)

ア ダムサイト下流側の湯西川の様相について

湯西川ダムのダムサイトは、五十里ダムによる湛水区域のほぼ上流端に位置しており、雪解けや降雨などにより五十里ダム貯水池の水が多い時には湛水する区域である。ダムサイト下流側の草木が生えていない湯西川の様相は湛水によるものであり、時折やってくる洪水の流れによって維持されているのではない。

イ ダムの貯水池が観光資源となり得ることについて

「ダム事業の環境影響評価指針を定める省令」第6条第3項第3号では、「人と自然との豊かな触れ合いの確保として調査、予測及び評価されるべき環境要素」として、「景観」と「人と自然との触れ合い活動の場」があげられている。

川治ダムとその貯水池を探検するツアーとして、平成19年7月7日から11月11日までの間、道の駅「湯西川」を発着する水陸両用バスが運行された。鬼怒川上流域のダム水源地域活性化を進めるため、観光社会実験として実施されたもので、期間中に約1万1千人の乗客があり、道の駅「湯西川」の売り上げ増加や野岩鉄道線「湯西川温泉駅」の乗降客増加などの波及効果

があった。また、平成12年12月に完成した宮ヶ瀬ダムの貯水池（宮ヶ瀬湖）がある神奈川県の清川村では、ダム湖畔が宮ヶ瀬湖観光の中心スポットとなっている。

このように、ダムは人と自然との触れ合いを確保するための観光資源となり得るものであり、湯西川ダムの建設が必ずしも景観の破壊であると言えるものではない。

参考文献)

④湯西川ダムのダムサイト直下の写真

※湯西川ダムのダムサイト下流側は五十里ダムの湛水区域

⑤五十里ダムのはたらき（鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページ）

※洪水期と非洪水期では五十里ダム貯水池に貯めておく水量に差がある

⑥東武トラベル広告「水陸両用バス乗車体験」※観光社会実験

⑦記者発表資料「水陸両用バスの運行終了～鬼怒川流域ダム観光活性化会議
で総括～」※観光社会実験の結果報告

⑧清川村ホームページ ※宮ヶ瀬湖畔が観光の中心スポット

5 ダム湖の水質の問題

湯西川ダムのダム湖には、湯西川温泉から排出される濃度の高い栄養塩類（窒素とリン）が流れ込むことになるので、藻類の異常繁殖が必ず進行し、ダム湖の水質が悪化する。湯西川ダムに貯留された水は、飲料用に適した水ではなく、これを浄化するためにさらに膨大な費用を要することは確実である。

回答)

ア 富栄養化について

湯西川ダム上流域では、水質保全対策として、現在、特定環境保全公共下水道事業が行われている。湯西川ダムの建設に伴い新たに創出されるダム湖の水質や、下流の五十里ダム及び鬼怒川への水質の影響について、今までに予測検討を行ってきており、湯西川ダムが建設されたとしても栄養塩類の濃度に大きな変化はなく、富栄養化（植物プランクトンの異常増殖など）は生じにくいと考えられている。

なお、水道水の安全確保の観点から、水道水源水域である湯西川ダム貯水池の水質保全は河川管理の重要な課題であり、今後も専門家を交えて調査・検討を重ね、必要に応じて水質保全対策を講じることとしている。

参考文献)

- ⑨特定環境保全公共下水道とは（群馬県ホームページ）